

【 報告第 2 号 】

令和 8 年度事業計画

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

1. 基本方針

当協会は、不動産登記実務の一端を担う公益社団法人として、発災時や災害復興時に支障となる所有者不明土地、市民の安全な生活を脅かす空き家、これらの社会問題の解決と予防に今まで以上に積極的に取り組むことにより、社会に求められ、貢献できる存在となる努力を惜しまず、社会の発展と安定並びに国民の権利の保護に寄与するという使命感を持ち、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 所有者不明土地問題や空き家問題の解決に寄与する活動
- (2) 自治体への周知活動
- (3) 国民への情報提供及び啓蒙活動
- (4) 東京司法書士会等各関連団体との緊密な連携
- (5) 組織の改善及び社員数の増加

このような視点から、以下の事業を実施してまいります。

2. 令和 8 年度事業計画

(1) 公共嘱託登記等受託事業

①受託事業実施における基本方針

官公署等からの信頼に応える迅速・正確な業務処理に加え、既に定着している電子入札及び電子契約、並びに成果物の電子納品等の電子化対応を、過年度以上に広く滞りなく遂行します。また、限られた人員で成果を最大化するため、協会内部の業務処理においても情報通信技術を実務本位で導入し、生産性の向上を図ります。

さらに、当協会の高い専門性に見合った適正な業務報酬を確保するため、採算の取れない低価格受注を避け、積算根拠に基づいた価格交渉や契約内容の見直しを進めてまいります。

とりわけ、近年の官公署等からの要望は変容しており、当協会での受託にはなじまない案件が増えております。こうした社会的要請に柔軟に応えるため、推薦業務管理委員会による受託支援体制を推進し、社員である個々の司法書士が契

約の主体となり直接受託する体制を構築します。当協会が蓄積した確かな知見を惜しみなく提供し、個々の社員による業務遂行を支援することで、より幅広い領域での社会貢献を果たしてまいります。

権利登記の職能集団として、これら重層的な体制により、質と対価の双方を担保し、揺るぎない事業基盤の構築を目指します。

ア 公共嘱託登記業務

公共事業における用地買収や再開発事業は、都民の生活基盤を支える重要な事業です。当協会は、昭和61年の設立以来、公共事業に伴う公共嘱託登記を受託することで社会に貢献してまいりました。

本年度においても、権利登記の専門家たる司法書士及び司法書士法人から構成された団体である当協会の特性を最大限に発揮し、日常的に官公署等から寄せられる案件へ迅速に対応するとともに、主要業務として幅広く受託できるよう活動してまいります。

イ 権利調査業務

所有者不明土地問題や空き家問題の解決のための権利調査業務は、都民の平穏な暮らしや災害発生後の円滑な復興事業に資する重要な業務です。当協会は、平成30年度以降、長期相続登記等未了土地解消事業等の受託を通じ、所有者不明土地問題の解決に一貫して取り組んでまいりました。複雑な相続関係を紐解き、正確な権利者を把握する当協会の高度な専門的知見は、公共事業を遅滞なく進めるために必要不可欠なものです。本年度は、これまでに蓄積された経験を公共事業のあらゆる場面で最大限に活用し、事業の円滑な遂行に貢献するとともに、権利調査業務の受託をより一層推進してまいります。

②業務開発活動

当協会が将来にわたり安定して社会貢献を果たしていくためには、官公署等への能動的な働きかけが不可欠です。本年度も、以下の施策を通じて受託基盤の強化を図ります。

ア 戦略的働きかけ体制の構築

一部官公署等において当協会の認知度が十分とは言えない状況を改善するため、事業部と総務部は、これまで以上に緊密に連携してまいります。事業部が現場活動で得た官公署等の要望や認知の実態を総務部と共有し、効果的な周知活動や説明資料の作成につなげ、受託推進において最大限に活用します。

イ 組織の総力を結集した各地区及び関連団体との連携強化

各地区幹事・副幹事並びに事業部及び総務部による密接な連携体制のもと、執行部と各地区社員が一体となって課題意識を共有します。上記アの体制を基盤とし、執行部においては、事業推進委員会を筆頭に能動的な活動を展開することで、各地域の未受託官公署等へ組織の総力を挙げた働きかけを遂行します。

さらに、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟及び成年後見センター・リーガルサポート東京支部と歩調を合わせ、司法書士がその職能を発揮し、社会課題の解決に貢献できることを強く呼びかけてまいります。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

当協会は、専門職能団体及び学識経験者等が会員となっている「災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という）」に継続して賛助会員として参加しております。「支援機構」では、これまで18回、都民の皆様と共に来る災害への備えについて考えるシンポジウムを開催してきました。当協会も毎年シンポジウム実行委員会に参加し、その運営に携わっています。

今年度は、令和7年12月に政府の中央防災会議が、首都直下地震の新たな被害想定を公表したことを踏まえ、「わたしたちに必要な地震後の行動を考えるー発生直後から生活再建までー」というテーマで、都民の皆様が地震の発災直後、どのように行動するか学びの場とするとともに、各士業が発災直後からどのような形で都民支援に関わっていくかを伝える事を内容としたシンポジウムを令和8年7月31日（金）に東京都議会議事堂1階の都民ホールで開催する予定です。

また、昨年、令和7年10月9日及び10月13日に令和7年台風第22号及び第23号が伊豆諸島の八丈島・青ヶ島付近を通過し、甚大な被害を及ぼしました。この災害に係る災害相談開催にあたり、東京都から「支援機構」へ相談員の派遣要請があり、八丈町での相談会を開催しましたが、当協会としても、今後、「支援機構」から相談員の派遣協力要請がある場合に備え、迅速に対応すべく準備を進めてまいります。

今後、東京都において起こりうる首都直下地震、風水害等の自然災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。今年度も当協会が所属している「支援機構」への参加を通じ、防災、発災時の対応、災害復興時において当協会が果たすべき役割について、情報収集や調査研究を行い、災害発生時の備えとしての公嘱協会の内外に向けて普及啓発していきます。

なお、地域防災対策として当協会のある新宿区四谷本塩町では、本塩町コミュニティ会議を設置し、本塩町地域防災連携訓練の実施検討や発災時にそなえ地域連携の防災対策を行っています。

(3) 不動産登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

①公開講座の開催

令和6年4月1日に相続登記申請が義務化されてから2年が経過しました。相続登記の申請についての市民から官公署等に対する相談が引き続き高止まりする一方で、相続登記の申請を3年以内にしないと過料の対象になるという規定の認知度はまだまだ低く、義務化以前の相続登記の申請期限が令和9年3月に迫る中で、昨年度以上に、市民に対するプル型の情報提供からプッシュ型の情報発信がますます必要になると考えられます。

そこで、当協会は、公益目的事業の一環として、市民や官公署等の職員に対する公開セミナーの開催などを通じ、積極的に情報発信を行ってまいります。また、これらの開催地区に所属する当協会の社員が関与することで地域との関係を深め、より地域に密着した社会貢献ができるよう努めてまいります。

②司法書士向けの研修

社員に限らず、一般会員の皆さまにもご参加いただける司法書士実務に役立つ研修会を開催いたします。日程等が合わず出席できない社員に対しては、研修を録画したDVDの貸し出しを行うことにより、知識や情報を提供し、常にスキルアップできる体制づくりをバックアップいたします。

また、令和6年度、令和7年度に開催して好評を博した登録前又は登録後間もない会員を対象とする研修会「事務所経営のイロハ」も引き続き開催し、当協会への入会を促す契機にしていきます。

併せて、研修面で東京司法書士会との共催開催により社員獲得を図って参りましたが、今年度は、当協会でも単独開催する研修会の企画や、当協会の中核である公共嘱託登記等受託事業に関連する研修会や小規模な勉強会を開催する等、協会の社員であることのメリットを感じられる研修につき企画広報委員会を中心に企画・検討してまいります。

③協会の情報発信

令和6年8月にデジタル版として復活したハロ・ハロ・ガーデンですが、年4回の季節毎の発行を基本とし、デジタル版としてフットワークの軽さを生かして機動的に発行してまいります。

もともと、協会の社員の皆様に対しても、当協会の受託事業の内容や具体的な活動が浸透しているとは言えないのが現状です。紙面に関しては企画広報委員会を中心に検討し、編集・発行しておりますが、協会の社員や非社員の東京司法書士会員の皆様に対しても、当協会の社員であることに魅力を感じて頂けるよう情報発信をしてまいります。

また、当協会の情報発信ツールとして、ホームページの内容の改定や充実を引き続き検討します。なお、ホームページにつきましては、現状、主に社員に向けた登記実務に関する情報を掲載しておりましたが、当協会の業務を担う事業部の意見を聞きながら、より官公署等にとって有用な情報を掲載し、内容の充実を図っていきます。

併せて、官公署等に対し、メール等による情報提供を進め、公嘱協会の周知を行ってまいります。

（４）協会事務のデジタル化

印刷費や郵送費のコスト削減のため、研修会においても会場配布を行っている資料のデジタル配布を推進し、協会事務のデジタル化、ペーパーレス化を更に推進してまいります。社員総会の招集通知や委任状をはじめ、従来、協会から各社員に書面を郵送していた通知は、可能な限り、メール送信や当協会ホームページへの掲載による方法で行ってまいります。